

仕事と生活の両立に向けた 島根県の取組

令和7年1月

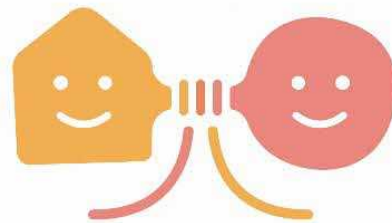
(島根県政策企画局女性活躍推進課)

- ・ 女性活躍や仕事と生活の両立に取り組む企業について、3種の登録等制度
- ・ 県ホームページでの紹介等を通じて、登録等企業のPRを実施

しまねイクボスネットワーク (R2~)

自らも「イクボス宣言」を行い、「イクボス」の取組を県内全体に広めるという趣旨に賛同する企業の代表者で構成

(R6.11月末現在：70企業)



しまねイクボス
ネットワーク

shimane ikuboss network

(加入要件)

- ・ 企業・団体の代表者が「イクボス宣言」を行っていること

しまね女性の活躍応援企業 (H28~)

女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む事業主等の登録制度

(R6.11月末現在：422企業等)



(登録要件)

- ・ 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）の策定、公表

しまね子育て応援企業 「こころカンパニー」 (H19~)

仕事と生活の調和を推進し、子育てにやさしい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業の認定制度

(R6.11月末：503企業)



(認定要件)

- ・ 一般事業主行動計画（次世代法）の策定、公表
- ・ 就業規則の整備
- ・ 一定の認定基準を満たしていること

- ・ 登録・認定企業の拡大を促進し、女性の活躍と仕事と生活の両立に取り組む企業を応援
- ・ 一般事業主行動計画の策定に向けたアドバイザー派遣制度あり

👉 P. 4

①登録・認定企業の情報発信

県のHPや企業説明会等でPR
ロゴ・マークを企業の広告・商品・求人広告に活用



③補助金制度

登録・認定企業（従業員100人以下）が行う
女性活躍や両立支援の取組に対して経費の一部を助成

※今年度は募集終了

例) キッズルーム兼
授乳（搾乳）室の整備



②受注機会の拡大

県では、「女性の活躍推進に向けた県内事業者の受注機会の増大に関する取組方針」を定め、下記の取組を実施

- 企画競争方式での加点評価
- 物品及び役務の調達における対象事業者への受注機会の増大
- 建設工事入札参加資格審査などでの加点 等

④表彰制度

女性活躍や従業員の仕事と家庭の両立に積極的に取り組む企業・団体を表彰

[しまね女性の活躍応援企業表彰]

[プレミアムこっころカンパニー表彰]



女性活躍推進法[※]に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍を推進するもので、女性が働きやすい環境整備などにかかわる計画です。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

次世代法[※]に基づく一般事業主行動計画

次代の社会を担う子どもの育成を図るもので、子育てと仕事の両立支援に関する雇用環境の整備などにかかわる行動計画です。

※次世代育成支援対策推進法

▷ 2つの行動計画 を策定し「働きやすい職場環境づくり」に取り組みましょう！
(又は一体型の行動計画)

アドバイザーによる計画策定支援を行っています！

対象

女性活躍推進法・次世代法いずれの行動計画も未策定の従業員100人以下の県内企業

費用

無料

支援内容

- ・行動計画新規策定のために必要な課題分析、取組目標の設定などへの助言（概ね3回程度）
- ・行動計画策定後のフォローアップ（1回）

アドバイザー

社会保険労務士 等

お問い合わせ・申込先

・お近くの商工会議所 又は 島根県商工会議所連合会
(松江商工会議所)

TEL：0852-32-0506

・お近くの商工会 又は 島根県商工会連合会

TEL：0852-61-6161

・島根県中小企業団体中央会

TEL：0852-21-4809



※行動計画策定後は、労働局への届け出が必要です

- ・ 誰もが安心して働くことのできる職場の風土づくりを促進するため、イクボスのネットワークを構築

①知事によるイクボス宣言 (R2. 2)



県庁内での取組に加え、企業や団体に「イクボス」の取組や精神が広がり、社会全体で結婚、妊娠、出産、子育て、介護を支え、県民が安心して生活を送ることができるよう全力で取り組むことを宣言

②イクボスセミナー

「イクボス」の精神を広げるため、講演形式（知事も登壇）やワークショップ形式でセミナーを開催し、先進企業への視察を実施



③ネットワーク加入企業の紹介（島根県HPでの紹介）

アサヒ工業株式会社（代表取締役 實重 正樹様）【松江市】

○イクボスとして取り組んでいる内容

- ・ 有休休暇の取得率向上、年間休日日数を毎年増やし完全週休二日制を実現します。
- ・ 社員の成長を後押しし、技術面だけでなく人間力を高め合える社風づくりを目指しています。



モルツウェル株式会社（代表取締役 野津 積様）【松江市】

○イクボスとして取り組んでいる内容

- ・ 育児・介護休業5日まで有給
- ・ 育児目的休暇制度
- ・ 男性の出産時育児休業



④しまねイクボスネットワーク企業交流会

しまねイクボスネットワーク加入企業同士の学びあい・交流の場づくり



- ・ 子育てをしながら働き続けやすい職場づくりを促進するため、2種類の奨励金制度を設け、取組を支援

①子育てしやすい職場づくり奨励金

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給

【要件】

- ・ 従業員規模50人未満
- ・ 次のア・イの制度を令和2年度以降に導入し、一定の利用実績があること
 - ア 時間単位の年次有給休暇制度
 - イ 育児短時間勤務制度（3歳～小学6年 **※R7.10～変更予定**）
 - 【代替制度：フレックスタイム制度
始業終業時刻の繰上げ繰下げ】

【支給額】

- ・ 10万円／1制度導入（上限額20万円）

②出産後職場復帰奨励金

従業員が出産後職場に復帰しやすい職場環境づくりを推進し、出産や育児による離職を減らし継続雇用を促すため、中小・小規模事業者等に奨励金を支給

【要件】

- ・ 従業員規模50人未満
- ・ 育児休業を3か月以上取得し、職場復帰後3か月以上雇用していること
- ・ 育児休業取得について、就業規則等に明文化されていること など

【支給額】

- ・ 労働者数等に応じて 10万円または20万円

※年間を通じて申請可能（窓口は商工団体）

男性社員が子どもの運動会のために時間単位の年次有給休暇を取得

小学校1年生の子どもの初めての夏休みに合わせて育児短時間勤務制度を取り入れた



①企業内子育て・介護支援セミナー ～働きながら子育て・介護をするために～

従業員の仕事と家庭の両立のための職場の風土づくりを促すため、職場における妊婦・子育て世帯への配慮や、介護保険制度や介護の技術の習得、男性も家事や育児、介護を主体的に行うことの大切さなどを伝える企業内セミナーを開催

※今年度は募集終了



②男性の育休取得促進のための 特設サイトで社内研修動画を公開

育児休業の制度や重要性を理解してもらうための特設サイトを開設し、「経営者・管理職向け」、「従業員向け」の研修用動画を公開中

【メニュー】

- ・「男性の育児休業」に関する制度や育休取得に向けた取組を行うためのステップなどを解説した動画
- ・男性育休のコツ（家庭篇）紹介
- ・島根県の男性育休応援企業へのインタビュー記事



(<https://danseikukyu-shimane.jp/>)



1 経営者や上司は社員の仕事内容だけでなく生活背景も知ること。

2 経営者や上司が男性の家事育児の必要性について知ること。

3 社員に豊かで幸せな人生をおくってもらいたいと思うこと。

4 育休による一時的な人員減少を想定して業務の効率化を行っていること。

5 男性育休取得応援企業は選ばれる企業であると理解すること。

参加者募集中！！

③働く女性のためのスキルアップセミナー

働く女性を対象に、管理職登用やスキルアップを図るためのセミナーや交流会を実施

■女性のネットワークづくり交流会

- ・日時 2月26日(水) 13:00~16:15
- ・会場 あすてらす(大田市)
- ・内容

- ①基調講演「地方でキャリアを拓く！
 ~中小企業で働く女性が「一皮むける」ために~」
 講師：野村浩子氏(ジャーナリスト、東京家政学院大学特別招聘教授)
 ※基調講演は経営者も聴講可(オンライン配信あり)

- ②セミナー修了生の事例報告、ワールドカフェ

■育休復帰等に関するセミナー

- ・日時 3月12日(水) ①10:00~12:00 ②13:30~15:30
- ・会場 あすてらす(大田市) ※オンライン配信あり
- ・内容

- ①管理職、人事労務管理担当者向け
 「人材多様化時代における目標管理と評価のためのワークショップ」
- ②育休復帰者・取得予定者・取得者向け
 「育休後も活躍し続けるための働き方デザインワークショップ」
 講師：奥野明子氏(甲南大学経営学部教授)

※詳細が決まり次第HPでお知らせします。



④介護と仕事の両立支援セミナー

介護は突然やってくる!? 準備はできていますか? 介護と仕事の両立支援セミナー

高齢化が進む中、社員が家庭の介護に直面し、仕事を続けられるか悩んだ末に、離職を選択されるケースも増えていきます。こうした状況に企業がどのように対応するかが、誰もが働きやすい職場づくりや人材の確保・定着のカギとなります。本セミナーでは、介護についての身近な相談先や、介護と仕事の両立を支援するための具体的な制度、令和7年4月から事業者が義務付けられる改正育児・介護休業法の内容をご紹介します！経営者や人事・労務管理担当者として、今から備えておくべきポイントを一緒に学びませんか？

- 対象** 経営者・人事労務担当者 等
 ※主に上記の方向けの内容になりますが、興味のある方はどなたでもご参加いただけます！
- 日時** 令和7年 2月18日(火)
 13:30 ~ 15:20
- 会場** ホテル白鳥 朱鷺の間 【先着40名】
 (松江市千鳥町20)
 + オンライン (zoomによるライブ配信)
- 参加費** 無料
- 申込** こちらからお申込みください⇒
 (しまね電子申請サービス)
 【申込期限】2月11日(火)



セミナープログラム

- (1) 地域包括支援センターの紹介 (13:30~13:50)
 講師：安来市地域包括支援センター 副センター長 皿海弥生氏
 介護保険制度や、身近な相談先である「地域包括支援センター」について紹介します。
- (2) 介護と仕事の両立に向けて (13:50~14:50)
 講師：TERAMOTO社会保険労務士法人 寺本健太郎氏
 介護と仕事の両立を支援するための制度や、令和7年4月以降に施行される育児・介護休業法の改正のポイントについて、分かりやすく解説します！
- (3) 島根労働局からのご案内 (14:50~15:05)
- (4) 質疑応答 (15:05~15:20)

講師 PROFILE

寺本健太郎
 TERAMOTO社会保険労務士法人 代表社員
 Teramoty株式会社 代表取締役CEO
 Gallup認定ストレスコーチ

1974年 島根県松江市生まれ。スタイリスト、出版社勤務、コンサルティング会社での経験を経て、2014年に地元松江市にて社会保険労務士として独立開業。2016年には個人事務所を法人化し、TERAMOTO社会保険労務士法人を設立。中小企業の人事労務、働き方改革、バックオフィスの支援を行うほか、講演・セミナー・執筆などメディア出演も多数行う。
 2022年2月には、ヒューマンキャピタルに関する事業会社 Teramoty株式会社を設立。「一隅を照らし、人と組織をエンパワ―する」をミッションに、組織開発、人材開発、新規事業開発に取り組んでいる。

ご清聴ありがとうございました。

**注：島根県の令和7年度予算は、今後2月定例県議会で審議・議決される
予定です。予算の議決がない場合、本日説明した内容の一部が実施で
きない場合がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。**

誰もか、誰かの、
たこからもの。

〒690-8501

松江市殿町1番地(島根県庁2階)

島根県政策企画局

女性活躍推進課

TEL:0852-22-6559

E-mail:josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp